平成23年度

住宅局関係補正予算(3次)配分概要

目 次

Ι.	平成23年度住宅局関係補正予算(3次)配分方針・・・・・・・1
Ι.	平成23年度補正予算(3次)配分総括表・・・・・・・・・1
Ⅲ.	事業別概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

平成23年11月

1. 平成23年度住宅局関係補正予算(3次)配分方針

住宅局所管の平成23年度補正予算(3次)は、1次補正予算に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対応するため、「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って、真に復興に資する事項に重点化するという観点から、住宅局の重点事項である「高齢者等が安心して暮らすことができる住まいの確保」、「環境に優しい住宅・建築物の整備促進」など当面する課題に対応するため、被災地における高齢者世帯等の居住安定確保に資する事業や地域材を使った木造の長期優良住宅の整備等の事業について配分することとする。

Ⅱ. 平成23年度補正予算(3次)配分総括表

【事業費】 (単位:百万円)

区分	補 助 事 業 (本省配分)	備考
住宅対策	59, 860	
市街地整備	390	
合計	60, 250	

Ⅲ. 主な事業別概要

(1) 高齢者等居住安定化推進事業

50,000 百万円

東日本大震災による被災地における高齢者の居住の安定を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用について、民間団体等へ配分する。

(2) 木のまち・木のいえ整備促進事業

9,860百万円

被災者の恒久的な住まいの確保の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化を図ることを目的として、「木のまち・木のいえ整備促進事業」のうち、東日本大震災により被災地における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備に対して補助を行う「木のいえ整備促進事業」に要する費用について、民間団体等へ配分する。